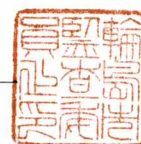


輪島市監査公表第22号

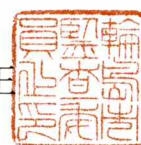
地方自治法第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年1月9日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
(財政的援助団体、公の施設指定管理者)

2 監査実施日及び監査対象団体

令和元年11月27日(水) 特定非営利活動法人町野スポーツクラブ

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

令和元年度(平成31年4月から令和元年9月まで)における補助金及び公の施設の管理業務に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、町野スポーツ施設管理棟において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課(生涯学習課)から補助金交付及び指定管理に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

5 監査の結果等

監査した補助金及び公の施設の管理業務に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象団体に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 地域の多様な団体から役員を選出し地域ぐるみの運営を試みている。その成果の一つとして「能登平家の里ウォーク」は地域の多様な団体、組織と連携して事業を行い、200名前後の参加者がいる。今後とも、健康で明るいまちづくりに寄与するよう様々な工夫をして活動していただきたい。
- 業務の一部を第三者へ委託する場合は、市の承諾を受けなければならないことから、適正な対応を行っていただきたい。
- 施設使用料の算定に不適切な処理がみられるので、適正な処理とするよう努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。